

## 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針について（会長談話）

本日、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定されました。

地方からの提案による事務・権限の移譲と義務付け・枠付けの見直しを可能とする「提案募集方式」は、自律的な自治体運営の一助となる、大変意義のある取組です。

これまでも「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務・権限」の指定都市への移譲が行われるなど、この取組により、着実に地方分権改革が前進してきました。

4年目となる今年の対応方針では、指定都市市長会が共同提案した「無料低額宿泊事業に係る届出制の見直し」をはじめ、昨年の提案でフォローアップとされた「駐車場出入口設置に係る規制緩和」や「公有地の拡大の推進に関する法律に基づき取得した土地の有効活用の促進」についても、提案の趣旨を踏まえ対応することとされました。

自治体からの提案を受けて内閣府が関係府省と調整を行った 207 件のうち、89.9%について実現・対応されることとなり、国が地方からの声を真摯に受け止めた結果として高く評価するとともに、関係者のご努力に感謝いたします。

今後も、国には、地方との対話と「提案募集方式」をはじめとする取組を通じて、地方の発意や創意工夫を最大限に酌み取っていただき、地方自治体がそれぞれの地域の実情に応じた政策を展開することを後押ししていただきたいと思います。

私たち指定都市は、今後とも国や他の地方自治体と連携・協力し、圏域全体の活性化と日本の社会・経済の成長に貢献し、地方創生のリーダーとしての役割を果たしていきます。

平成29年12月26日  
指定都市市長会会長

林 文子